

総務常任委員会

1 開 議 令和6年3月5日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

日程第2 議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定について

日程第3 議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

総務常任委員会名簿

| | | |
|------|--------|----|
| 委員長 | 高瀬重嗣 | 出席 |
| 副委員長 | 大豆生田春美 | 出席 |
| 委員 | 深澤正夫 | 出席 |
| | 齋藤藤男 | 出席 |
| | 藤田善幸 | 出席 |
| | 小野寺尚武 | 出席 |
| | 菊池久光 | 出席 |

| | | | |
|----|--------|------|----|
| 当局 | 総合政策部長 | 磯雅史 | 出席 |
| | 政策推進課長 | 長井康男 | 出席 |
| | 情報政策課長 | 菊池修 | 出席 |
| | 経営管理部長 | 益子和弘 | 出席 |
| | 総務課長 | 鈴木浩行 | 出席 |

| | | |
|-----|------|----|
| 事務局 | 植田賢司 | 出席 |
|-----|------|----|

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○委員長（高瀬重嗣） 日程第1、陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情についてを議題とします。

陳情第1号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（植田賢司） それでは、陳情第1号について説明いたします。

陳情名は、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情となっております。提出者は、宇都宮市西川田町1193-7、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める栃木県民の会代表、兼子孫芳氏となっております。

陳情の内容、理由としましては、全国の市区町村の庁舎内で政党機関紙の勧誘、配達、集金が無許可で行われることが問題となっており、各種メディアでも、その実態が報告されております。

今回のような陳情を受けて、実態調査に踏み切った自治体では、議員に勧誘されて、購読しなければならないという圧力を感じた。また、このようなハラスメントについて、誰にも相談できなかったという回答もあったようです。

2020年6月にパワハラ防止法が施行され、地方公務員が保護の対象となっていることを踏まえ、庁舎内での政党機関紙の勧誘の実態の有無について調査し、もしそのような実態があった場合、心理的な圧力を感じている職員に対し、適切な対応をしてほしいという陳情となっております。

陳情項目につきましては、1つ目の項目としまして、繰り返しになりますが、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘され、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にかどうかを職員に寄り添って調査確認をするように行政に求める。

2番目の項目としまして、仮に心理的圧力を受けた職員がいた場合には適切な対応を求める。この2点になっております。

この陳情につきまして、継続審査とするのか、また採択とするのか、不採択とするのかを話し合っていたきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、これより陳情第1号に対する意見を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） この内容から見て、本市の職員さんにお話を伺ったところ、こういったことは、

今、本市として行われていないということを伺ったので、本市としては、これは不採択でいいのではないかと私は思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 他の自治体の、どういう態度を取っているかということは入っていますか。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局、お願いします。

○事務局（植田賢司） 他の市議会の対応としましては、同様の陳情が全国各地の地方議会に提出されております。一部文言を変えているものもございますが、内容は、ほぼ同じであります。

全国的に今回の陳情に関しましては、採択、不採択、議長預かりなど、対応がまちまちとなっております。

私がちょっと調べたところでは、採択しているところが、福岡県福岡市、神奈川県小田原市、厚木市、不採択としているところは、秋田県秋田市、新潟県村上市、東京都武蔵野市、神奈川県秦野市、静岡県静岡市。今回、兼子氏は、この陳情を栃木県内の市議会と執行部、市の執行部に提出すると言っておりました。時期を同じくしているため、県内の各市議会の状況というのは、ちょっと分からないのですが、今回の陳情は執行部にも各市出しているということなので、大田原市のように委員会で審議するところもあれば、日光市とか、鹿沼市のように、執行部にも出されているものなので、会派とか、議員様のほうに回覧、周知のみでとどめるところもございます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今の事務局からの意見を聞いてあれなのですけれども、不採択でいいのではないかと、私はそう思います。

○委員長（高瀬重嗣） ほかの委員の皆様、意見はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ないようですので、陳情第1号に対する意見は終了いたします。

今、委員の皆さんからありましたが、それでは採決をいたします。

陳情第1号は不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議ないものと認め、陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、不採択とすることに決しましたので、定例会最終日に報告することといたします。

慎重な審議、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 会議を再開いたします。

当局の出席者は、磯総合政策部長、長井政策推進課長、菊池情報政策課長です。

それでは、日程に従い議事に入ります。

◎議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 日程第2、議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定につきましては、今後の少子化の進展により、大学等の誘致に伴う本基金の具体的な活用が見込まれないことから、本基金を廃止するため、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては政策推進課長からご説明いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 長井政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） それでは、説明させていただきます。

議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。議案書168ページの議案書補助資料を御覧ください。

議案の概要といたしましては、本条例は、大田原市大学誘致基金条例を廃止するため制定するものであります。大学誘致基金につきましては、大学等の高等教育機関を誘致するために必要な経費の財源に充てるため、平成3年12月26日に1億円を積み立てて造成した基金であります。

高等教育の現状といたしましては、少子化の一層の進展による18歳人口の大幅な減少に伴いまして、大学進学者数も今後大幅な減少が見込まれており、昨今の社会情勢を鑑みても、地方への大学等の設置は難しい状況であります。

また、本市におきましても、大学等の高等教育機関の誘致に伴う本基金の具体的な活用が見込まれないことから、本基金を廃止するため、条例を廃止するものであります。

なお、本基金の処分につきましては、参考として記載しております、大学誘致基金積立処分の経過のところ記載しておりますとおり、平成10年度に基金造成当初に積み立てた1億円を取り崩して活用しておりますが、平成10年度以降につきましては、利子収入以外の積立金や処分の実績はない状況であります。

また、基金のこれまでの運用益分として残っております1,311万1,000円につきましては、大田原市財政調整基金積立金の財源の一部とすることで、一般会計に繰り入れるものといたします。

議案書167ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第26号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 国際医療福祉大学の誘致のときから私も関わっているのですが、この条例そのものはもう十分に目的は達していると、こう思っております。ですから、もし万が一、万が一ではない

ですけれども、また新しい大学云々といったときは、そういった話題が出てからでも十分基金の積立ては間に合うと、こう思っておりますので、廃止で私はいいのではないかと、こう思います。

○委員長（高瀬重嗣） 質疑ではなくて意見ですね。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。今、小野寺委員から意見がありました。ほかの皆さん、どうですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第26号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市大学誘致基金条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第3、議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） それでは、議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本条例の根拠となります、いわゆる番号法ですね、番号法の一部改正に伴い、本市条例の規定の一部を改正するため制定するものでございます。

詳細につきましては情報政策課長からご説明いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書24ページの議案書補助資料を御覧ください。この条例改正は、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

番号法の改正内容につきましては、これまで新型コロナ対策ですとか、物価高騰に伴います臨時特別給付金、今現在やっております臨時特別給付金など、国が新たな行政サービス、新たな制度を行う際に都度番号法の改正が必要でありました。

今回の改正によりまして、マイナンバーを利用した情報連携を早期に活用できるようにするため、法定された事務に準ずる事務を規定しております、別表第2表を削除するものでございます。別表第2表につきましては、今後主務省令で規定することとしております。

なお、今回の改正は、番号法の別表第2が削除されることによる条文等の表記を修正するものでありまして、運用につきましては、これまでと変更はございません。

議案書22ページの新旧対照表を御覧ください。番号法の別表第2の削除に伴いまして、第4条第1項及び第3項中の番号法別表第2の第2欄に掲げる「事務」を「特定個人番号利用事務」に改めます。

また、同表の第4欄に掲げる「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めます。

第2条に特定個人番号利用事務と利用特定個人情報の定義を追加しまして、次項の条例の別表第2中表記を変更いたします。

附則といたしまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するとしております。

改正法の施行日につきましては、公布の日から起算して1年3か月、1年三月を超えない範囲において政令で定める日としておりまして、現在確定はしておりませんが、国からは令和6年5月末頃を予定していると聞いております。

議案第13号の説明は以上であります。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） マイナンバーの認定が進んでいかないと問題が生じると思うのですが、そういう中で、滝田議員の質問の中で、普及率、本市は74.3%ということをおっしゃられました。全国的に見ると76.8という数字が出ています。本市は、ちょっとそれには及んでいないのですが、そういう中で申請をしない人の理由を見ると、情報流出が怖いということが一番多いようなのですが、そういったときに本市として、やはり利便性の向上のために情報流出とか、そういった問題はないというようなお知らせをまずしていくことが普及率アップになるのではないかなと思っているのですが、その点はいかがですか。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 本市といたしましても広報ですとか、ホームページのほうでもマイナンバーカードの取得につきましては、広報につきましては、何度か掲載はしておりまして、基本的に国のほうにも、そういうアナウンスをしてほしいという要望は市長会を通してしておりまして、ちょっと国のほうが、その要望に対して応えていないのかなって私個人的には思いますけれども、ちょっとすみませんけれども、個人的……。一応そういう要望は出しております。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 世間が、もうIT化がどんどん進んできている中で、このマイナンバーの大切さを、やはり市としても、どんどんやはり訴えていくことが大事なのではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 議員おっしゃるとおりでございまして、なかなかやはりマイナンバー制度が

始まった、平成28年1月1日に制度が始まったのですけれども、それ以前に年金機構の情報漏えい問題が明るみに出まして、かなりマスコミであったりとか、そういったところが、マイナンバーが危ないのではないかという報道がされた影響が、かなり大きいものでして、そこをやはり払拭するような、国民の意識を変えられるような、何か政策的なところは、やはり国にしかできないかなと、私そういうふうに思っております。すみません。

○委員長（高瀬重嗣） ほかの委員の皆さん。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今、大豆生田委員もおっしゃいましたけれども、マイナンバー、これから重要になってくるのは承知なのですけれども、やはり高齢者とか、そういった方が、どうしても手続が本人でなくてはできないということから、それがネックになっているのではないかと私思うのですけれども、うちの近所でも、高齢者で、自分で届出しなくてはならないということで、それでまだしていないという方が多いものですから、しかしこれからは十分に行政でも個人情報というのに気を使っていたいて、今もおっしゃいましたけれども、手続を増やしていってもらいたいというのが私の考えなのですけれども、これは今回の場合は、国のほうの改正でありますから、当然それを採択すべきだと思っておりますけれども、ただ先ほど言ったマイナンバーの、特に高齢者の方を何とか自治体でも登録できるように、するようなこともちょっと考えるべきではないかなと、こう思っています。意見になってしまいますけれども……

○委員長（高瀬重嗣） 質疑です。聞いてください。

○委員（小野寺尚武） そんなようなことで、採択がよろしいのではないかと、こう思いますけれども、どうぞ。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 高齢者の、やはり取得につきましても、市民課のほうで、高齢者が集まる場所に出張で出向いて、そういうカードの作成などの補助ですとか、そういった申請を受け付けたりとかをやっております。また、やはり高齢の方は、デジタルディバイドというのですけれども、スマートフォンだったりとか、パソコンにやはり不慣れなものですから、今年度、令和5年度に情報政策課のほうでは、そのデジタルディバイド解消のために、やはり同じように高齢者の集まっているようなところに出向いて、そういうスマートフォン教室とか、そういったものを開催はしております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の第4条第2項、「市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる」とありますが、事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができるということは、事務を処理するために必要な限度で、これは市長、または教育委員会が自分の裁量で運用できるということ、利用することができるということなのですが、事務を処理するために必要な限度でというのは、どこまでが事務を処理するために必要な限度なのでしょう。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 利用特定個人情報なのですけれども、個人番号、マイナンバーを使った情報連携というところなのですけれども、こちらにつきましては、条例で定めて利用することになりますので、市長だったりとか、執行部側が勝手に使うことはできないようにはなっております。

○委員長（高瀬重嗣） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 必要な限度、その必要な限度というのはどこまでなのか。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 必要な限度というところなのですけれども、限りがあるというだけ、だけというか、限りがあるということであって、役所の事務全てに使えるわけではなくて、条例で定めた事務以外は使うことができないということでございます。

○委員長（高瀬重嗣） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 条例で定めた事務というのはどこにあるのか。

○委員長（高瀬重嗣） 情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 修） 別表第2になりますけれども、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務というところが、まず1つあります。外国人の生活保護につきましては、生活保護法ではなくて、別に外国人の保護に関する事務というところにおきましては、ちょっと福祉課のほうのあれなのであれなのですけれども、生活保護法ではなく、外国人につきましては、生活保護法には該当しないようなのです。

それなので、法で決められているマイナンバーの利用の中には生活保護法に関する事務は、法律のほうで利用していいよというふうになっているのですけれども、外国人の生活保護に関する部分につきましては、生活保護法にのっとっていないので、これは市のほうで条例で定めなければならないですという見解がありまして、それなので、この別表第2のところに載っている次第でございます。大田原市として、この事務はマイナンバーを使いますということで、条例で定めて使っているところでございます。

○委員長（高瀬重嗣） よろしいですか、大丈夫。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 例えばこれから何か市の事務で必要なことがあったら、この別表第2というところを充実させていくということによろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） こういうのがない限りは、マイナンバーは利用できないということですね。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いします。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 外国人の生活保護に対しての意見なのですけれども、生活保護法では、第1条、国が

生活に困窮する全ての国民に対し云々かんぬんと書いてあります。国が生活に困窮する全ての国民に対してと書いてあるのですが、外国人に対して、先ほど課長のほうからもありましたけれども、生活を保護する必要がないと私は考えるのですけれども、いかがですか。

○委員長（高瀬重嗣） これは生活保護に関する内容ではなくて、今このマイナンバーに関するところなので。

○委員（齋藤藤男） すみません。

○委員長（高瀬重嗣） 申し訳ないです。

意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第13号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

どうもお疲れさまでした。

（執行部入替え）

◎議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第4、議案第14号、大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

益子経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度の組織の改編及び3つの計画策定のため、附属機関の新設及び削除をするため、また関連して特別職非常勤職員の職名等を新設するため、関係部分を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） それでは改めまして、議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

29ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。附属機関の新設及び削除をするため、また特別職非常勤職員の職名等を新設するため、関係部分を改正するものであります。大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、令和6年度組織改編により、文化振興課が教育委員会から産業文化部に移管されることに伴い、3つの附属機関を教育委員会の附属機関から市長の附属機関へ変更いたします。

また、都市計画プランの策定に関する事務を行う大田原市都市計画プラン策定委員会、立地適正化計画の策定に関する事務を行う大田原市立地適正化計画策定委員会、健康増進計画の策定並びに評価見直しに関する事務を行う大田原市健康増進推進委員会を新たに追加いたします。

大田市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、ただいまご説明いたしました、附属機関の新設に伴い、健康増進推進委員会委員、都市計画マスタープラン策定委員会委員、立地適正化計画策定委員会委員の職名及び報酬の額を新たに追加いたします。

25ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表、改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第1条関係、大田市附属機関設置条例の一部改正につきましては、別表中、大田原市史編さん委員会、大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会、26ページに参りまして、大田原市文化財保存活用地域計画協議会の附属機関を改正前（旧）の執行機関、教育委員会の欄から削り、市長の欄に加え、また大田原市都市計画マスタープラン策定委員会、大田原市立地適正化計画策定委員会、大田原市健康増進推進委員会を新設いたします。

次に、27ページに参りまして、第2条関係、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、健康増進推進委員会委員を加え、報酬の額は月額6,400円といたします。

次に、都市計画マスタープラン策定委員会委員を加え、弁護士及び大学教授等は月額1万5,000円、そのほかは月額6,400円といたします。

次に、立地適正化計画策定委員会委員を加え、弁護士及び大学教授等は月額1万5,000円、そのほかは月額6,400円といたします。

最後に、附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません。何点かちょっとお聞きしたいのですが、まず都市計画マスタープラン策定委員会、それと立地適正化計画策定委員会なのですが、この委員さんって、人数的にはどれぐらいの方を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 建設部の都市計画課が所管する委員会となっております、そちらから得た情報

でございますが、マスタープランの委員会につきましては、識見を有する方、地域の代表者、また関係行政機関の方を含めまして、想定で12名を予定していると聞いております。

また、立地適正化計画策定委員会につきましても、先ほどと同様のメンバー構成であります、11名の人数で構成するというのを聞いております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

私から、この日額の報酬の額なのですが、例えば昨今だと、最低賃金とかが上がってきている中で、どのような基準でお決めになっているのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） この報酬に関しましては、その他の附属機関の委員さんの報酬日額についても、こちらの特別職報酬に関する条例で定めておりまして、一般的には識見を有する方、大学教授、また弁護士等の先生については1万5,000円、その他の委員につきましては、6,400円という額で定めておりまして、まずはそちらに合わせた形での、整合性を取った形での設定になっておりまして、今、委員長のご指摘にあったような、将来的にこの額が適正かどうかという考え方もあるかと思うのですが、現時点においては、その他の附属機関の委員と合わせるための額でありますので、将来的には上がるということも検討する必要はあるのかと思いますが、現時点では、他の附属機関に合わせた設定ということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第14号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第5、議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国家公務員等との均衡を図るため、本市会計年度任用職員についても令和6年度より勤勉手当を支給するため関係部分を改正するものであります。詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） それでは、議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

34ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することが可能となることから、国家公務員との均衡を図るため、本市会計年度任用職員についても令和6年度より勤勉手当を支給するため関係部分を改正するものであります。

支給内容であります。任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員を対象としており、支給割合は6月期は1.025月、12月期も同様に1.025月とし、一般職員と同様の支給割合となっております。

予算につきましては、278名への支給を想定しており、6,581万2,000円を見込んで計上しております。

30ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。

第3条で定める会計年度任用職員の給与のうち、第1項中、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改めます。

次に、31ページに参りまして、第14条の2、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当についての規定を新たに加え、第1項で6か月以上の任期があるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職の職員の規定を準用することを規定し、第2項で、任期が6か月に満たないが、一会計年度内の任期の合計が6か月以上である場合等は、6か月以上の任期があるフルタイム会計年度任用職員とみなすことを規定いたします。

32ページに参りまして、第23条の2、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての規定を新たに加え、第1項で、6か月以上の任期があるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職の職員の規定を準用すること及び勤勉手当基礎額の算定に関する条文の読み替えについて規定し、第2項で、任期が6か月に満たないが、一会計年度内の任期の合計が6か月以上である場合は、6か月以上の任期があるパートタイム会計年度任用職員とみなすことを規定いたします。

その他の改正箇所につきましては、第14条の2及び第23条の2の追加に伴う所要の見直しによる改正であります。

最後に附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これは私も本会議で、所管の、だからというわけで、できなかったものですから、何点かお伺いをいたします。

まず、会計年度任用職員に対する期末手当、勤勉手当の支給月数等具体的な制度設計、これらに対して、まず伺っておきます。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 制度設計と申しますと、会計年度任用職員の身分の制度が新たに制定されたのは、令和2年度からスタートしております。令和2年度から3か年にわたって会計年度任用職員については、3年間の任期ではないのですけれども、3年間更新することができるとされております。その後、令和2年度からスタートしましたので、2、3、4となりましたので、今度令和5年度から、また新たに3年間任用することができる方の身分を保障いたしまして、今現在に至っているわけなのですが、会計年度任用職員につきましては、当初は期末手当のみの対象となっております。

今回、自治法の改正に伴いまして、フルタイムの職員、またパートタイムの職員に対しましても勤勉手当を支給することができる旨の規定がございまして、国からの通知があり、県等の準則等に沿いまして、県内市町、恐らく足並みをそろえて会計年度任用職員に対しても期末手当のみだけではなくて、勤勉手当を今回支給するといったことでの制定でございます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今回、特に義務教育の教育職員が大幅に増員されるということで、理解しているのですけれども、義務教育の教育職員等は学期ごとに任期が切れますね。夏休み期間中など任用されない月がある場合、こうした職員に対する期末手当とか、勤勉手当の支給はどのようになるか、お伺いします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 先ほどの改正の内容にもございましたけれども、今回の勤勉手当の対象となる職員については、6か月以上の勤務をしている者について対象とすることができる旨規定されておまして、ただ6か月連続ではなくて、一会計年度6か月以上勤務をしたことが認められる者については対象になるということになりますので、先ほどお話がありました、夏季休暇等で休暇を取ったとしても今回は対象になるということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 1点、勤勉手当の支給に際して成績の区分、というのは国家公務員や常勤職員と同様にやるのかどうか、それだけお聞きいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） ご指摘のとおりでございまして、成績が伴わない職員については、支給の率を下げることもできることとなりますので、一般職員と同様な人事評価を行うことにはなるわけですが、実際のところ、一般職の人事評価については、細かな採点項目があります。会計年度任用職員については、同じ評価項目、詳細な内容までにはなりませんけれども、令和6年度については、会計年度任用職員についても明確に評価をするということで対応し、その評価に基づいた支給を行うということとしております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 人数をお伺いしたいのですけれども、先ほど278名ということをおっしゃいましたが、今は何か正職員さんの人数がどんどん減ってきているという話なんかも聞くのですが、正職員さんに対して、この任用の職員さん、会計年度の。その人数の推移というのはどうなのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） まず、会計年度任用職員の、今回の対象人数が278名と想定しているとお伝えしたところでありまして、実際のところ、そのうちフルタイム会計年度任用職員は12名ということで想定しておりまして、令和5年度でいきますと、フルタイム会計年度任用職員は19名となっております、合計の人数でいきますと、昨年度が、会計年度任用職員が334名に対しまして令和6年度は350名を想定し予算化しております。こちらは一般会計と国保会計、介護保険特別会計、それぞれ任用しております。若干の前後はございますが、一般職員の会計年度任用職員の人数については300名程度で推移しているということになります。よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） その中の今回の条例に当てはまるのが278名ということですね、6か月以上。

総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） そのとおりでございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第15号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○委員長（高瀬重嗣） 日程第6、議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するに当たり、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の算定期間を一般職の職員と同等の取扱いとするため関係部分を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

37ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するに当たり、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の算定期間を一般職の職員と同様の取扱いとするため関係部分を改正するものであります。

35ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。第7条で定める育児休業をしている職員の期末手当等の支給のうち、第2項中、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くを削ります。

次に、第8条で定める、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整のうち、第1項中、会計年度任用職員を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くに改めます。

36ページに参りまして、第17条は、実際の勤務時間に応じたものとするため、表中「8時間」を「7時間45分」に改めるものであります。

最後に、附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません、参考までにちょっと教えていただきたいのですけれども、会計年度任用職員で、現状で育児休業を取られていらっしゃる方はいらっしゃるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 平成2年度以降、対象となり得るといえるか、対象となった職員はございません。

○委員長（高瀬重嗣） 令和2年、平成ではなくて。

○総務課長（鈴木浩行） ごめんなさい。令和2年度以降の制度創設以降、対象となっている職員は、まだおりません。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第16号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣) 次に、日程第7、議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、家畜伝染病に対する防疫作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにするほか、犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員の特殊勤務手当の対象を拡大し、当該手当を業務の実態や特殊性に応じたものとするため、関係部分を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣) 総務課長。

○総務課長(鈴木浩行) 議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

41ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。大田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、家畜伝染病に対する防疫作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにするほか、犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員の特殊勤務手当の対象を拡大し、当該手当を業務の実態や特殊性に応じたものとするため、関係部分を改正するものであります。

主な改正内容といたしまして、令和4年に県内で発生しました豚熱の防疫作業に本市職員が従事した経緯から、豚熱等の家畜伝染病の防疫作業は不快であり、職員の心身への負担が大きいことを踏まえ、特殊勤務手当の区分のうち、これまで人から人への伝染病を想定した伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当に改め、家畜伝染病の防疫作業に従事したときを対象に追加いたします。

また、有害鳥獣の殺処分や有害鳥獣以外の様々な動物の死体処理や捕獲に従事することもあり、この作業も不快で、職員の心身への負担が大きいことから、犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員の特殊勤務手当を動物の処理に従事する職員の特殊勤務手当に改め、対象に有害鳥獣の殺処分、有害鳥獣や

犬猫を含む動物の死体処理及び捕獲に従事したときを追加いたします。

38ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第2条で定める特殊勤務手当の区分のうち、第3号中、「伝染病防疫作業」を「防疫作業」に改め、第7号中、「犬猫の死体処理及び捕獲犬」を「動物」に改めます。

次に、第4条で定める防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当のうち、第1項を項立てにし、39ページに参りまして、第1号、感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において職員が感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理に従事したとき、第2号とし、家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合において職員が患畜若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病の病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理に従事したときを加えます。

次に、第8条で定める動物の処理に従事する職員の特殊勤務手当のうち、第1項を号建てにし、第1号、有害鳥獣の殺処分に従事したとき、第2号とし、有害鳥獣、犬猫等の死体処理及び捕獲に従事したときを加えます。

次に、第12条で定める（細目）を（委任）に改め、「この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は市長が定める」を「この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」に改めます。

最後に、附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） まず、第2条の（3）、伝染病防疫作業が防疫作業に仕事の範囲を拡大されましたけれども、どういった作業までが当てはまるのかということと、第4条の感染症が発生し、又は発生するおそれということになっていますが、感染症のレベルというか、これは動物が死んでしまうほどのレベルなのか、そうでないほどのレベルまでやるのか。あとは、発生するおそれという、このおそれは誰が判断する、誰の判断基準によるのか。

そして、あと第8条の有害鳥獣、この有害の規定というのは一体どこまでなのかということをお知らせください。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 幾つかご質問がございましたので、まず最初の質問につきましてお答えいたします。

まず、作業の内容ということになりますが、実際令和4年度に豚熱に対応した職員の派遣の内容については、農場内の作業として殺処分の補助を行っております。その補助を行った職員については、今回対象にならなかったもので、そういった者を対象とすることといたしますが、ただそこに携わる職員ですね、実際受付を行うだとか、その他の事務に携わる者だとか、その線引きというのは、議員おっしゃるように、対象にするかしないかの判断は当然しなければいけませんけれども、当然こういった作業は、本市のみな

らず、県内各市町で対応することとなりますので、基本的には防護服を着て作業を行った職員に対しては全て対象とはしたいと考えておりますが、統一的な見解を持って最終的な判断をしたいと思っております。

ちょっと幾つかご質問があったので、全部お答えできるかなのですが、あとお話があったのは、おそれの基準ですね、おそれがあることについても、家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病というのは28種類あると言われております。その28種類の発症したことについては、市独自で判断するものではございませんので、県、国の基準に合わせてということになりますので、その基準は市で判断するのではなくて、少なくとも県の判断に従って進めていきたいと考えております。

次のご質問は、有害鳥獣についてでございますけれども、有害鳥獣の考え方でございますが、野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系の被害を生じている、又はそのおそれがある場合、被害の防止軽減を図るため、有害鳥獣として捕獲の許可が下りるとされておりますので、今申し上げた野生鳥獣による被害が生じている、またおそれのある、このおそれのあるといったことについても判断基準は様々だと思えますけれども、そういった判断がなされたものについての有害鳥獣ということで判断をしていきたいと考えております。

○委員長（高瀬重嗣） ちなみに今の有害鳥獣の捕獲許可というのは、出す主体はどこですか。県なのか、市なのか。

○総務課長（鈴木浩行） 担当ではございませんけれども、まずは市のほうで判断をしてということになると思われます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第17号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第8、議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第27号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定については、昭和天皇の崩御に伴う恩赦の規定である本条例の対象となる案件が今後発生することがないため廃止するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明をいたします。

170ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。本条例は昭和天皇の崩御に伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めた、いわゆる恩赦の規定であります。地方自治法の一部改正をする法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例第3条で引用条項の条ずれが生じることから、本条例の一部改正を検討しましたが、免除の対象は昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前行った減給又は戒告の懲戒処分及び昭和64年1月7日前の事由による賠償責任に基づく債務であり、今後新たに対象となる懲戒処分や債務が発生することがないことから、条例の所期の目的を達成しているため、条例を廃止するものであります。

169ページの議案書を御覧ください。内容であります。昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例は廃止するとします。

附則であります。第1項として、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で経過措置を設けます。

以上で議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これまで大田原市で、こういったことで懲戒免除で、これに当てはまった前例はあるのかどうか。

○委員長（高瀬重嗣） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 遡って調べた結果なのですけれども、平成17年10月の合併当時の情報ですが、懲戒免除となった職員は6名おります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願をいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第27号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣) 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時11分 散会